

家庭教育支援者の専門性

— 社会構成主義の視点から —

山 本 智 也¹⁾

Expertise for Support Persons of Home Education : From the viewpoint of Social Constructionism

In recent years, in Japan, the support system of home education has become stronger. Despite such a situation, the professional skills and knowledge of support persons in home education have not been fully discussed. In this paper, therefore, I examined the expertise for support persons of home education from the viewpoint of social constructionism.

Those who take a perspective of social constructionism believe that “thoughts, ideas, and memories are derived from the social interaction”. Furthermore, they think “issues” that are considered problematic in society are not objective entity but constructed reality. In this respect, the goal of the aid is to transform the meaning of the narrative about the problem.

Seen from this theoretical frame, I concluded that the aim of the expertise for support persons of home education is to being comfortable and congenial with parents with rich dialogues. While at the same time, parents too are the actor of this interactive relationship.

In accord with these findings, I suggested that “Joining”, “Positive Reframing”, “Exception”, “Scaling Question”, and “Coping Question” are the useful techniques for support persons of home education.

1 はじめに

2006年の教育基本法改正によって、第10条「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」が新たに制定された。「家庭教育」に関する事項は、旧法では社会教育に関する条文の中で述べられるに止まっていたのであるが、この改正により独立した条文となったのである。これは近年の社会状況の急激な変化に伴い、家族のあり方が多様化する中で、子どもが育つ環境としての家

族の機能低下を強く意識したことによるものであろう。

そして、家庭教育を支援するために同第10条2項「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」という条文もあわせて定められた。

この改正から10年が経過し、その間、国としても、「すべての親が安心して子育てや家庭教育を行う」ために様々な取組を行っている。以下は2015年度家庭教育支援関連予算において掲げている4つの取組である。なお、()内は予算額である。

①学びの機会の充実や多様な主体のネットワーク

1) 大阪成蹊大学

による家庭教育支援
(22百万円)

- ②家庭教育支援チーム等による家庭教育支援体制の強化
(4,882百万円の内数)
- ③地域課題解決に向けた支援プログラムの類型化・普及啓発
(36百万円の内数)
- ④子供の基本的な生活習慣づくり推進のための普及啓発
(30百万円)

このうち予算規模として最も大きいのが②の家庭教育支援チーム等による家庭教育支援体制の強化である。これは「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」の一環として行われるものであり、「身近な地域において、すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材の養成や、家庭教育支援チームの組織化、学校等との連携により、保護者への学習機会の提供や相談対応等の支援活動を実施するほか、家庭教育支援員の配置による家庭教育支援体制の強化を図る」ことを目的としている。

これを受けて、全ての小学校区（約20,000校区）で家庭教育支援を実施することとしており、具体的には家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの支援に取り組むとしている。この家庭教育支援チームとは、悩みや不安を抱え、孤立しがちな家庭や仕事で忙しい家庭など、待っているだけでは支援が届きにくい家庭への支援の充実を図るため、子育てサポーターや教職員経験者、民生委員・児童委員、保健師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、地域の様々な人々や専門家によって組織されたものである。2008年から2年間、学校等と連携して、親同士のつながりづくりや相談対応を行う取組を、全国各地で行った。そして、その後もこうした取組を進める地域を支援するために「家庭教育支援チーム活動支援制度」を設け、効果的な事例や情報の提供などにより、子育て・

家庭教育支援の取組の充実を図っている。この家庭教育支援チームについて、文部科学省では、①保護者への学びの場の提供 ②地域の居場所づくり ③訪問型家庭教育支援を期待される業務としているが、そこには、①子育て経験者など保護者と同じ目線で寄り添う「当事者性」、②地域の課題を共有し、地域の身近な存在としての「地域性」、③業務によっては、一定の「専門性」が望まれるとしている。

しかし、文部科学省生涯学習政策局に置かれた家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会が2014年にとりまとめた「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」における審議の整理¹⁾において、次の3つの点を課題として指摘している。

- ①従来型の地域人材を中心とするチームでは、専門的スキル・知見が不十分
- ②チームの位置づけや家庭の信頼が不十分
- ③家庭に関する事前の情報収集とアセスメントが不十分

その上で、家庭教育支援チームが行う家庭訪問型アウトリーチ支援において、その支援をより効果的なものとするためには、具体的な事例研究、検討が必要であるとして、特にケース会議の手法、重篤なケースの見極め、重篤なケースの場合の関係機関へのつなぎ方、訪問時間や支援期間の設定など被支援者に踏み込みすぎないための基本的な事項などについても、具体的な検討が必要であるとしている。さらに、訪問型家庭教育支援は、本来は家庭教育を行う主体者形成のためになされるものであるとした上で、保護者の主体性の形成に訪問型家庭教育支援が最終的に役割を果たすためには、即応的な取り組みだけではなく、見通しを持った支援活動が求められるとされている。以上のようなことからこのような「寄り添い、いずれは離れていく」支援の全体像について、具体的な検討が必要であるとしている。

このように家庭教育支援チームにおいては、当事者性と地域性を持った地域の人材が担い手で

あったとしても、その専門性の検討抜きにしてその展開は期待できない。

そこで、本稿では近年、ポストモダンの思想として心理学や社会福祉学の分野で広がりを見せている社会構成主義の視点から家庭教育支援の専門性について提起した上で、支援の場における保護者への関わりの具体的な技法について明らかにすることとしたい。

2 社会構成主義の基本的な考え方

1990年代に入り、個人の心の中に、知識を獲得し、合理的な判断を行う「自己」なるものがあるという信念や、客観的知識、理性、道徳的基盤などが存在すると考えるモダニズムに疑問を持つ立場として、ポストモダンの思想が展開されるようになった。それは、伝統的な科学主義的な理解方法に批判を加えるところから出発している。

例えば、サイコセラピーの領域における批判として、マクナミーとガーゲンは次のように述べている²⁾。

「今世紀（20世紀）のサイコセラピーの多くは＜認識主体としての個人＞という前提を指導原理に捉えてきた。つまり、自分の住む世界を認識しそれに適応して行動するのは個人だという前提である。もしその人の能力や行動が正常に機能していれば、その人は人生の問題に適切に対処するだろうし、もし適切に対処できないのなら、その人の能力や行動には何らかの機能不全があると判断される。こうして適切な対処の模範となりうる人が『科学者』ということになる。（中略）このような治療者が、慎重な観察と考慮の末に正常と異常の判断を下す。一方、機能不全に悩むのは一般の人々であり、彼らは専門家の指示に従うことによって満足ゆく生活が営めるようになるとされる」

このように治療者という立場から『問題』を突き止め『治療』を施す科学者としての治療者』という伝統的な見方を批判することから近代主義的な科学観を疑問視する立場として登場したのが

社会構成主義の考え方である。この社会構成主義とは「考えや観念や記憶が、人々の社会的交流から生まれ、言語を媒介とする」という考え方であり、ガーゲンは社会構成主義の基本テーゼ（今のところうまくいっている「仮定」としたもの）として次の4点を挙げている³⁾。

- ①私たちが世界や自己を理解するために用いる言葉は、「事実」によって規定されない。
- ②記述や説明、そしてあらゆる表現の形式は、人々の関係から意味を与えられる。
- ③私たちは、何かを記述したり説明したり、あるいは別の方法で表現したりする時、同時に、自分たちの未来をも想像している。
- ④自分たちの理解のあり方について反省することが、明るい未来にとって不可欠である。

すなわち、人は「言説を通して自分たちの世界を創り出している」ものとして、「個人主義的自己」から「関係性の中の自己」へと見方を転換させていくものなのである。

3 社会構成主義の視点に立ったナラティブ・セラピー

この関係性への視点は、1950年代から急速に発展を遂げてきた家族療法の考え方の流れを汲むものである。この家族療法とは、伝統的な精神分析療法モデルとは異なり、家族を相互に影響を与え合っている人間で構成された、一つの集団ととらえる。そして、この家族メンバー間の相互作用、感情面の関係、行動パターンに注目し、その関係性を変化させることを通して問題を解決しようとするものである。

こうした家族療法の基本的考え方となっているのが一般システム理論である。一般システム理論とは、生物学者ベルタランフィ⁴⁾が提唱した科学理論のひとつであり、システムを、「相互作用しあう要素の集合体」としてとらえる。そこでは、原因と結果を特定することによって状況を把握しようとした直線的因果律では相互作用をとらえることができないとして、円環的因果律に基づ

き、把握しようとするものである。例えば、子どもの非行という問題に対して、直線的な因果関係論の立場に立つと、母親の養育態度の甘さがその原因であり、さらに母親がそうした養育態度をとるのは、母親自身が厳しく養育された反動であると判断し、援助者としては、子ども自身に非行への内省を促し、母親に対しては養育態度の改善を促す働きかけをするというような動きを取るだろう。しかし、家族システム論の視点に立つ援助者は、子どもの非行を家族メンバーの関係性の一部であるにとらえ、子どもの非行はこうした家族システムの問題性のSOS信号であるにとらえるのである。

このように関係性に焦点をあてるのがシステム理論であるが、1980年代、「問題」を客観的実体があるものとしてとらえず、「問題」を相互作用の中から構成されたものとしてとらえ、客観的実体ではないとする立場を取るとして登場したのが社会構成主義の立場である。

すなわち、外部の専門家がこれまでの準拠枠にしたがって客観的に問題の存否を判断し、問題は専門家がそれを除去するものと考えてのではなく、その人自身が作り上げる物語の中にあるのだとするのである。その上で、社会構成主義においては、問題を改善、除去するのではなく、対話的な関係の中で、問題に対する意味づけの語り（ナラティブ）が本人にとってより望ましいものへと変容していくことを目指すのである。それは、アンダーソンとグリーシャンがいう「新しい物語を対話によって創造すること」⁵⁾であり、対話的な関係、そして、そこで語られるストーリーに大きく力点を置くのである。

ここで、その具体的な働きかけとして、ホワイトとエプストンは問題をその人の「自己」から切り離すための方法として「問題の外在化」(Problem externalization)に着目した「書きかえ療法」を提示し、次の3点を通してクライアントの悩みの解決を援助するとしている⁶⁾。

①その人の人生や人間関係を貧しいものにしてい

る知識や物語から、その人自身がく離れられるよう>手助けをする。

②その人が服従を余儀なくされている自己や人間関係にく対抗できるよう>援助する。

③その人にとって望ましい結果をもたらすオルタナティブな知見またはストーリーに沿った方向で、自分の人生をく書きかえられるよう>励ます。

こうして援助者との対話的な関係の中で物語ることを通して、変容のプロセスが展開されるのである。そして、こうした社会構成主義的セラピーのもつ特徴としてガーゲン⁷⁾は、次の4点を挙げている⁷⁾。

(1) 意味に焦点をあてる

この「意味に焦点をあてる」というのは、伝統的なセラピーにおいて焦点があてられる因果関係について、それが事実であるか、本当に何が起こったのかははっきりさせる必要があるものでは必ずしもないとする前提に立っている。その上で、クライアントが、そのことをどのように意味づけているか、そして、その人の意味づけが変容していくことを大切にしているのである。

この特徴は、ディ・シェイザー⁸⁾やバーグラ⁹⁾を中心に、1980年代に体系化された対人援助面接技法の基本的な考え方であるソリューション・フォーカスト・アプローチとも共通した考え方である。このソリューション・フォーカスト・アプローチの考え方は、薬物乱用、児童虐待などをはじめとして、様々な家族を支援するための技法を提示してきている^{10) 11) 12)}。そして、日本でも、教育、医療、福祉、企業経営などの分野で取り入れられてきているのであるが、このアプローチは、文字通り「解決(ソリューション)に焦点(フォーカス)をあてる」というものである。そして、ここでいう解決とは、すでにある解決(実際にうまくいっている面)とこれから起きる解決(どうなればよいといった希望や解決した時の状態)であり、問題そのものの解決ではないと考え

るのである。このようにとらえることにより、問題そのものを扱わなくても、解決を実現することはできるというのが、このソリューション・フォーカスト・アプローチの大前提なのである。

例えば、何か問題が起ると、その問題の原因を探り、分析するといったことを行いがちである。しかし、互いに常に変化している人と人との相互作用が関係している状況では、こうした原因さかしは有用ではないことが多い。例えば、ある二人のきょうだいの仲が非常に悪く、けんかが絶えないという状況にあったとしよう。すると、「どっちが悪いのだろう?」、「なぜ仲が悪いのだろう?」、「今までにどのようなことがあったのだろうか?」、「どういう時に最悪な状況になるだろう?」などと、その状況の原因やそこに至る背景を理解しようとする。このように問題に焦点をあてた語りを「プロブレム・トーク」と呼んでいるのだが、このようにして、原因や背景が分かったとしても、それは、この二人がうまくいかなくなることに、互いの知識を増し、互いの不信感が増大してしまう。しかも、この二人への働きかけも「問題を生じさせない」という規制的な働きかけとなり、援助者との関係も否定的なメッセージを多用せざるを得ない。つまり、この問題に関わる人々がみな「問題」に目が向いているのである。しかし、ソリューション・フォーカスト・アプローチでは、次のように考える。「二人がうまくいっている時はどのような場面だろうか、けんかをしているときとどのようなところが違うのだろうか?」、「二人は、自分たちの関係をどのようにしたいと思っているのだろうか?」などと、うまくいっている点を見つけ出そうとする。こうした語りを「ソリューション・トーク」と呼んでいるのだが、問題の原因は探求せずに、解決のための行動に着目し、うまくいっている状況を増やそうとする。こうすることにより、「うまくいっていることを勧める」という促進的な働きかけとなり、援助者との関係の中でも肯定的なメッセージを多用することができる。こうした関わりを通し

て、「問題のある人」から、「解決を図ることができる人」という関係へと変化するのである。

(2) セラピーは共同構成である

これは、問題を専門的な知識から見るのではなく、専門家から見た現実から離れ、クライアント自身が持っている意味に興味をもって、耳を傾けていくことだとするものである。セラピストの仕事は、クライアントに問題状況についての洞察を促すことや専門的な知見から有用とされる対処方法を伝えるのではなく、クライアントと共同して、よりよい状況を目指した生成的な対話を生み出していくことを大切にするのである。その立場から、治療者に重視されるのは「無知のスタンス」なのである。この無知について、アンダーソンとグーリシャンは、あらかじめ用意された理論体系をもって治療にあたることの対局に位置づけしており、「セラピストの旺盛で純粋な好奇心がその振る舞いから伝わってくるような態度ないしスタンス」であるとする¹³⁾。その意味で、セラピストは、クライアントにとって、たえず「教えてもらおう」立場にあるとするのである。まさに「クライアントこそ（専門家である）」ととらえるのである。そこでセラピストは、クライアントに好奇心をもち、その語りに真剣に耳を傾けることが求められる。この傾聴する姿勢は対人援助の基本であるが、クライアントとの信頼関係を構築した上で、セラピストが「既存の知識や理論に基づいて、現象や行動を説明（診断）し、介入（治療）」することを受け入れやすくするための方略ではない¹⁴⁾。あくまでセラピストは自分の理解を他者の理解に合わせ続けていくという形で対話していくのである。すなわち、クライアントのもつ「専門知識」に導かれ、「分析することではなく、理解しようとする」ことなのである。この「無知の姿勢」を通して、クライアントとの対話をあくまでクライアントが語るストーリーの固有性やアイデンティティを大切にしていくのである。その中でクライアントとセラピストは、それぞれが持つ意味世界に相

互に影響しあう存在であり、対話的關係の中で生み出された共有された意味を紡ぎだしていくのだとしている。

(3) 関係に焦点をあてる

この「関係に焦点をあてる」というのは、伝統的なセラピーにおいて強い関心が向けられる心の状態（感情、思考、動機、無意識）ではなく、社会構成主義のセラピーでは「関係」に関心を向けるのである。問題が個人の心の内にあるものではなく、「問題」を問題として意味づけることで、ある行動のパターンとなっていることに焦点をあてるのである。このことは家族療法において、問題となる人をI P（Identified Patient、「確認された患者」）ととらえる見方は関係に焦点をあてることに相通じるものがある。すなわち、家族内に何らかの問題行動を持つ家族メンバーが出た場合、その問題行動を持つメンバーを責め、特定の家族メンバーのみへの援助を考えがちであるが、家族システム論の立場に立つと、それは特定のメンバーが問題なのではなく、全体としての家族の関係性が病理的であるととらえるのである。そこで、この症状を出しているメンバーは、病理的な家族システムの状況を表に出している、つまり「確認された患者」としてとらえるのである。このようにとらえることによって、援助者の視点を特定の家族メンバーから、その家族の関係性に移すのである。

(4) 価値に対して敏感になる

この「価値に対して敏感になる」ということは、社会構成主義では、「いかなる治療的關係も価値中立的ではありえない」¹⁵⁾として、あくまでクライアントの特定の望ましい生き方を志向するものではないことを意味する。そこではいかなる状況においても、必ず価値を持つもの、不思議なもの、面白いものがあるはずだという考えに立ち、積極的に「価値を認める」のである。これは援助者と当事者との間の力関係に対して、敏感になること

でもあり、あくまで対等な関係性の中で関わることが大切にされるのである。

以上の4つの特徴が、社会構成主義の実践としてのナラティブ・セラピーの援助観であるが、こうした援助観は心理療法の分野だけではなく、教育の分野においても「私たちが『事実である』『合理的である』と考えているもの一知一はすべて、共同体の関係による産物」¹⁶⁾であるととらえる視点を提供しているのであり、教育の場における対話を大切に考える考え方に至るのである。

4 社会構成主義の視点の家庭教育支援の教育的意味

前章では社会構成主義の援助観を提示してきたが、本章では、この社会構成主義の視点は家庭教育学の中でどのように生かしていけるかということを中心にしていきたい。

これまでの家庭における子育て・教育という家庭教育の領域での研究は、どのように子どもと接すればよいのか、望ましい親とは何かといった家庭教育のあり方を示す家庭教育論は枚挙にいとまがなかった。しかし、これまでの家庭教育の研究は、親が、子育ての過程で直面する種々の疑問に対応するため、あるいは子どもの問題行動を予防するために、親としてなすべきことは何か、子育てに必要な予備知識として、子どものそれぞれの段階における発達課題は何か、子どもの問題行動の状況やその対処方法などについて、理論化することが重視されていた。つまり、子育てについての普遍的な理論が重視され、それを個々の家族にあてはめていくという方向性を持っていた。これは、そうした知識の前提となっているのが具体的な事例の積み重ねであったとしても、普遍を明らかにするという展開方法を志向していたものといえよう。

しかし、こうした普遍的な理論は、「いま、ここ」での営みの中にいる家族にとっては、概念として理解したとしても、それを現実の家族関係の中で具体的に行動する指針とはなりえない。そこ

で、普遍的な理論を個々の家族に適用するのではなく、個々の家族が「いま、ここ」にある自らの状況、すなわち家族の情緒的な関係性がどのようなものかということを見極めることに焦点を当てる必要があると考える。その意味で、個々の家族がどのような関わり合いを持っているのか、家族がどのように成長していくことを望んでいるのかなどという関係的な視点から出発することが必要なのである。そして、家族の中で、どのような現象が起こっているのか、そして起こっている現象に対して、どのように理解するのか、理解したことをもとにどのように教育的な働きかけを行うのかというような、すなわち現象的、個別的、具体的な視点から出発していくというものであり、実存する個から出発する展開方法を志向していくことが重要なのである。その意味では、家庭教育における保護者の関わりを丹念に省察していくための関わりが家庭教育支援の場においては大切なのである。

一般に家庭教育を支援するということを考えると、子育てに関する知識について、保護者に理解を深めさせるということに力点が置かれるだろう。しかし、こうした場合、保護者に情報や知識を伝達するという一方的に語りかけるという関係に終始しがちである。こうした一方的に語りかける教育のあり方をフレイレ¹⁷⁾は「銀行型教育」として批判した。フレイレはその著書『被抑圧者の教育学』において、教師が教え、生徒がただそれにおとなしく従うだけの教育について、そこで教えられる知識を貨幣に見立て、知識を貯め込むだけの教育を「銀行型教育」と呼び、何の切実さもなく、意味も見出せずに貯め込んだ知識は、いざとなるとどこにしまっているのか引っぱり出すことができないとしたのである。そして、この「銀行型教育」に対する批判から、自分の問題から出発し、対話によってみずから問題を発見しこれを解決していく「課題提起型教育」を提起したのである。対話を通して、生徒であると同時に教師であるような生徒と、教師であると同時に生徒であ

るような教師 (teacher-student with student-teacher) が登場し、こうした関係性の中で、主体的な学びが展開されるということをフレイレは言うのである。このことは、家庭教育を支援するためには、一方的に知識を伝達するのではなく、対話を通して、前向きな解決を志向する意味づけへと変容を促していくことを支援する場であることを示していると言えるだろう。

以上のことから、社会構成主義の視点は、家庭教育を支援するということについて、家庭教育上の問題に焦点を当てて、問題を改善、除去するために、支援者から子育てに関する理論を提示し、それを適用させていくのではないということを提示しているのである。そして、それは、家庭教育学において、保護者自らが成長していくことができる存在であるという保護者観に立ち、保護者と支援者との対話的な関係の中で（あるいは保護者同士が許容的に語り合う関係の場を構築することで）、保護者が自らの子育てを語り、そして、支援者はその語りに興味をもって聴くこと、そして、その語りを自己成長的な視点でとらえることを通して、保護者自身が自らの子育ての意味づけを変容していくことを促すものなのだという教育観を提示しているのである。そして、これまで述べてきたことから、家庭教育支援者とは、支援者との対話的な関係の中で、保護者の語りに寄り添い、保護者自らが変化していく関係性を構築していく存在であり、そうした存在であることが家庭教育支援者の専門性であると考えるのである。

5 家庭教育支援の場における具体的な支援技法

これまで述べてきたことを踏まえて、社会構成主義の視点に立って、家庭教育支援者が保護者との関わりで大切な技法とはどのようなものであるのかという点について考えていきたい。そこで、筆者がこれまで親学習サポーター養成講座などで家庭教育支援者に提示してきたものを中心に5つのことについて、家庭教育支援者が用いることができる具体的な動きを提示することとした。

(1) ジョイニング (Joining)

これまで述べてきたとおり、家庭教育支援者は、保護者の語りに寄り添う存在である。この寄り添うということは社会構成主義の考え方を待つまでもなく、支援者として当然の在り方ではある。その上で具体的技法として提示しているのが、ジョイニングというものである。

このジョイニングとは、家族をシステムとしてみる構造派家族療法の立場では技法でもあるとともに、家族に関わっていくときの基本的態度であるとして重視されている¹⁸⁾。このジョイニングを促進する技法には、①模倣 (mimesis：家族の言語的、非言語的側面を観察し、ことばづかい、感情の表現、仕草などを意識的、無意識的に模倣すること)、②伴走 (tracking：家族の今までのコミュニケーションのあり方、相互の関わり方に合わせること)、③調節 (accommodation：援助者自身の言動を家族の考え方や価値観に適合させることで、その家族に独特のコミュニケーションのルールに従い、これまでの構造を維持することを尊重すること) がある。具体的にジョイニングの関わりを例示すると次のようなものが挙げられる。

①過保護な母親が子どもにかかわって発言を繰り返す場合、通常の援助者としては母親の発言を抑制する発言を行うだろうが、ジョイニングの立場に立つと母親の言動を肯定し母親の話を中心に聴く。(伴走)

②家族メンバーが偏った考え方や価値観から意見を述べて、対処方法を要請するといった場合、通常の援助者としては適切な情報を提供し適切な対処方法を指示するだろうが、ジョイニングの立場に立つとその偏った考え方や価値観を了解し、それに応じた対処方法を考える。(調節)

こうした技法を用いることで、支援者が自然な形で家族とともに課題に取り組む存在であるという関係性を構築し、その家族自身の改善意欲を高め、「問題を解決する主体」へと変化を促していくものとしている。このことは、家庭教育支援者

は、保護者との関係の中で、優位に立つのではなく(ワン・アップ・ポジション：上から目線)、より保護者の立場に寄り添う「ワン・ダウン・ポジション」(一段下がった立ち位置)ということが大切なのである。

しかも、このジョイニングは、信頼関係を構築した上で、支援者から提供される働きかけを受け入れやすくする方策ではなく、あくまで保護者自らが、支援者との関係の中で自己の物語を変容させていくための安心(許容的な)の風土形成のためになされるものなのである。

(2) ポジティブ・リフレーミング (Positive Reframing)

社会構成主義の視点からは、家庭教育支援者は、保護者自らが変化していく関係性を構築していく存在として支援の場にある。ここでは、事実がどうかではなく、事実をどう見るのか、どう意味づけるのかが大切になってくる。例えば「失敗は成功のもと」など、ことわざでも見方を変えることの大切さを示しているものもあるが、まさにリフレーミングである。すなわち見方が変わることによって問題状況への認識を大きく変えるのである。例えば「子どもの気持ちがさっぱり分らない」という保護者がいたとしよう。それを「子どもさんにどのように関わっていけばよいのかと一生懸命考えられているのですね?」といったように、語りの焦点を「分らない子ども」から、「子どものことを一生懸命に考えているあなた」というように肯定的な視点への移行を促すといったものである。家庭教育支援者としては、保護者の問題状況について焦点があたっている語りについて、そのことを全面的に否定するのではなく、丹念に受け止めた上で、その問題状況がもたらしている積極的な意味に焦点を当てるのである。

(3) エクセプション (Exception)

これは前述のポジティブ・リフレーミングの応用とも言うことができるが、例外に着目するので

ある。例えば、「この子はいつも反抗的で困っています」と保護者が語ったとしよう。そこで語られる「いつも」は事実として常に反抗的であるととらえるのではなく、「いつも」反抗的であるととらえている保護者自身の語りなのだという点に着目するのである。そこで、次のように尋ねてみるのである。「お子さんが全然反抗しなかった日を思い出せますか？そのとき、いつもと何か違ったことはありますか？そのとき、あなたは何をしていましたか？一見無関係と思うようなことでもいいですので、教えてください」と。ここで、着目しているのは「例外」である。問題にばかり目が向いていれば、例外はどこまでたっても例外でしかない。しかし、例外には、解決のためのヒントが隠されていると考えればどうだろうか。その例外状況を増やしていけば、それは例外ではなくなるのではないだろうかと考えるのである。また、「例外などない」という言葉が返ってきたら「それでは、すこしましだなどと思った日はありますか？」などと問題の程度が低い場合に焦点をあてても良いだろう。これも例外だととらえるのである。

このように、例外に焦点を当てることで、解決している状態に焦点を当てるのであり、保護者自身がその例外を語ることによって、解決できている状態を見出すことを促すのである。

(4) スケーリング・クエスチョン (Scaling Question)

これも肯定的な見方に着目するのであるが、1～10までのスケールを用いて、1を否定的な状態、10を望ましい状態として、そのときの状況がどこに位置しているのかを尋ねるものである。例えば、「子育てが楽しくない」と語る保護者がいたとしよう。そこで、「最悪の楽しくない状態を1、楽しい状態を10とすると、今はいくつですか？」と尋ねるのである。そこで、例えば「3」と答えると、1から3までにどんなことが良くなったのですか？」などとして、改善のステップ

を保護者自身に語ってもらうというものである。これも、保護者自身の認識を大切にしながら、うまくいっている点についての語りを促す技法なのである。

(5) コーピング・クエスチョン (Coping Question)

コーピングとは対処するという意味である。人は大変な状況にあるとき、まさに大変な状況に焦点をあてて語る。その大変さに焦点を当てるのではなく、その大変な状況にどのように対処しているのかというところに焦点を当てるのがこのコーピング・クエスチョンである。例えば、「夫がなかなか子育てに協力してくれなくて、ほんと大変です」と保護者が語ったとしよう。そこで、支援者は子育てに非協力的な夫に焦点を当てるのではなく、そのことにどのように対処した保護者なのかということに着目するのである。そして「それは大変ですね。でも、そんな大変な中、子育てに取り組んで来られたのですよね？すごいですね。どんなふうにして子どもさんと接してこられたのですか？」などとして、自ら課題を解決してきたことに着目して、保護者の語りを促すのである。

以上5つの具体的な技法を提示したが、これらに共通するのは、保護者にとって許容的な風土を作っていくことである。そのことが前提にあって、保護者自らがこれまでの認識を変化していくことを促していくのである。そこで、支援者として大切なことは、モーガンは「セラピストが『当人の考え方を変えよう』としてセラピストのアイディアや思想を押し付けないことです。外部の見方も会話の中で強いることも避けなければなりません」¹⁹⁾としているように、中立的・客観的といったことから距離を置くことである。さらに、信田はナラティブ・セラピーの立場からの子ども虐待観を述べる中で、「援助者の立つ位置とは、目の前に座っているその人の『味方』になる地点であろう。中立の地点ではない」、「援助者として養成され教育を受ける過程で色濃く染み付いてしまっ

ているこの中立や客観といった言葉から脱出しなければならぬ²⁰⁾として、当事者の「同盟者」としての援助者の立場を強調している。このように、「家族はこうあるべき」「通常の親子関係はこうだ」といった家庭教育支援者自身の「常識」「倫理観」といったものを支援関係に持ち込むのではなく、家庭教育支援者にとって重要なことは、「いま、ここ」で相手が何を感じ、何を思っているかに徹底して寄り添っていくことなのである。

6 おわりに

以上のように、本稿では家庭教育支援者の専門性について、社会構成主義の視点から、支援者との対話的な関係の中で、保護者の語りに寄り添い、保護者自らが変化していく関係性を構築していく存在であることは家庭教育支援者の専門性を考えるうえで今後ますます重要となってくるものであると結論づけた。そして、そうした存在であるための具体的な技法を示したが、親学習の場や訪問支援の場において、こうした技法がもたらす意味について質的研究などを通して明らかにしていくことが、家庭教育支援のさらなる充実発展に寄与するものと考えられる。

引用文献

- 1) 文部科学省『「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」における審議の整理」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/03/31/1346110.pdf
- 2) マクナミー, S.& ガーゲン, K.eds. /野口裕二・野村直樹訳『ナラティブ・セラピー 社会構成主義の実践』遠見書房 2014年 p.9.
- 3) ガーゲン, K. / 東村知子訳『あなたへの社会構成主義』ナカニシヤ出版 2004年 pp.71-76.
- 4) ベルタランフィ, L.V. / 長野敬・太田邦昌訳『一般システム理論 その基礎・発展・応用』みすず書房 1973年.
- 5) アンダーソン, H. & グーリシャン, H. / 野口裕二・野村直樹訳『クライアントこそ専門家である—セラピーにおける無知のアプローチ—』『ナラティブ・セラピー—社会構成主義の実践—』遠見書房 2014年 pp.43-64.
- 6) ホホワイト, M.& エプストン, D. / 小森康永訳『物語としての家族』金剛出版 1992年.
- 7) ガーゲン, K. 前掲書 pp.250-252.
- 8) ディ・シェイザー / 小野直広訳『短期療法解決の鍵』誠信書房 1994年.
- 9) バーグ, I.K.ほか/白木浩二ほか訳『飲酒問題とその解決』金剛出版 1995年.
- 10) バーグ, I.K. / 磯貝希久子監訳『家族支援ハンドブック』金剛出版 1997年.
- 11) バーグ, I.K. & ロイス, N.H. / 磯貝希久子監訳『解決へのステップ アルコール・薬物乱用へのソリューション・フォーカスト・アプローチ』金剛出版 2003年.
- 12) ディヤング, P. & バーグ, I.K. / 桐田弘江・玉真慎子・住谷祐子訳『解決のための面接技法—ソリューション・フォーカスト・アプローチの手引き— <第3版>』金剛出版 2008年.
- 13) アンダーソン, H. & グーリシャン, H. 前掲書 p.48.
- 14) アンダーソン, H. & グーリシャン, H. 前掲書 p.53.
- 15) ガーゲン, K. 前掲書 p.251.
- 16) ガーゲン, K. 前掲書 p.266.
- 17) フレイレ, P. / 小沢有作訳『被抑圧者の教育学』亜紀書房 1979年.
- 18) ミニューチン, S. / 山根常男監訳『家族と家族療法』誠信書房 1984年.
- 19) モーガン, A.S. / 小森康永・上田牧子訳『ナラティブ・セラピーって何?』金剛出版 2003年.
- 20) 信田さよ子「子ども虐待へのアプローチ」『教育学研究』第68巻第3号 p.291 2001年.

参考文献

- 大下由美・小川全夫・加茂陽編 『ファミリー・
ソーシャルワークの理論と技法 社会構成
主義的観点から』 九州大学出版会 2014年.
若島孔文編『社会構成主義のプラグマティズム』
金子書房 2007年.